

株式会社ランディックス定款



令和5年6月29日 変更

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ランディックスと称し、英文ではLandix Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理
2. 金融業、生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理店業
3. 建築工事の設計、施工及び監理
4. 建物内装工事の設計、施工及び監理
5. 建物の清掃業務
6. 広告代理店業務
7. ホテル・旅館等の宿泊施設、食堂、レストラン等の飲食施設の経営及び施設の賃貸
8. 各種動産、不動産及び権利の賃貸借、割賦販売、売買並びにその仲介業
9. 商業用の動画・静止画の企画、制作、開発及びこれらの委託、販売
10. 古物、絵画、骨董品、美術品の売買及び仲介
11. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8, 000, 000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会者の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- ③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会資料の電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求しないことができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を持って行なう。
- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただしこの場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任方法)

第19条 当社の取締役は、8名以内とし、株主総会で選任する。

- ② 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を持って行う。
- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第21条 取締役会はその決議により、取締役の中から取締役社長1名を置き、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

- ② 取締役社長は、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議により、代表取締役以外の者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は会社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ取締役会において定

めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮できる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印する。

- ② 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定

する取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数及び選任方法）

第30条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。

- ② 当社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を持って行う。

（補欠監査役の予選の効力）

第31条 会社法第329条第3項の規定による補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

（常勤の監査役）

第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した監査役がこれに署名又は記名押印する。

- ② 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第40条 当社の会計監査人は株主総会で選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産（中間配当を含む。）が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

当会社の定款の原本に相違ありません。

令和5年6月29日

東京都世田谷区新町三丁目22番2号

株式会社ランディックス

代表取締役 岡田 和也



会社代表印



会社代表印

